

令和元年度

第4回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和元年7月5日(金)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 1名

議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠	議席 番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	野間 保廣	○	11	市成 信正	○
2	野田 富好	○	7	北崎 安行	○	12	友延都茂子	○
3	河野 孝也	○	8	川野元憲司	○	13	内田 勝夫	○
4	河野 三男	○	9	和泉やす子	○			
5	河野 利治	○	10	河野 善映	○			

農地利用最適化推進委員

永野次郎委員 近藤正敏委員 岩永澄雄委員
板井伸博委員

事務局職員

4名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 黒田 敏信
主 幹 伊藤 康輔
香々地分室長 大力 雅昭

会議に付した事件

- 議案第26号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第29号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第30号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
- 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第32号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）について
- 議案第33号 非農地証明願について

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局 長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>第4回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 12 名、欠席委員 1 名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく願います。</p>
議 長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、ただいまから令和元年度第 4 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、6 番：野間委員及び 7 番：北崎委員に願います。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。皆さんおはようございます。議案第 26 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。1 ページからになります。</p> <p>申請番号 22 番、所在が■■■■字■■■■番地■■で、地目が田で、面積が 241 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。</p> <p>続きまして、申請番号 23 番、所在が■■■■字■■■■番地で、地目は田で、面積が 4,629 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が同じく■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。</p> <p>続きまして、申請番号 24 番、所在が■■■■字■■■■番地で、地目が田で、面積が 929 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売</p>

買するものです。

続きまして、申請番号 25 番、所在が■■■■字■■■■番地■■で、地目は田で、面積が 50 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号 26 番、所在が■■■■字■■■■番地■■外■■筆で、地目が田及び畑で、合計面積が 5,428.84 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営の移譲、受人が経営継承で贈与するものです。なお、渡人と受人は親子関係にあります。

続きまして、申請番号 27 番、所在が■■■■字■■■■番地■■で、地目は畑で、面積が 352 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号 28、29、30 番は受人及び申請事由が同じですので一括してご提案いたします。

まず、申請番号 28 番、所在が■■■■字■■■■番地■■で、地目は田で、面積が 314 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、申請番号 29 番、所在が■■■■字■■■■番地■■で、地目は田で、面積が 500 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、申請番号 30 番、所在が■■■■字■■■■番地■■で、地目は田で、面積が 594 m²、渡人が■■■■の■■■■さんで、以上の 3 案件とも受人が■■■■の■■■■さんで、申請事由はいずれも渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

続きまして、申請番号 31 番、所在が■■■■字■■■■番地で、地目は畑で、面積が 5,652 m²、渡人が■■■■の■■■■さんです。受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するもので、あっせん会議にかけた案件であります。

続きまして、申請番号 32 番、所在が■■■■字■■■■番地外■■筆で、地目は畑で、合計面積が 4,342 m²、渡人が■■■■の■■■■さんで、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営の効率化、受人が経営規模の拡大で売買するもので、あっせん会議にかけた案件であります。

続きまして、申請番号 33 番、所在が■■■■字■■■■番地外■■筆で、地目は畑及び田で、合計面積が 734 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号 34 番、所在が■■■■字■■■■番地外■■筆で、地目は田で、合計面積が 3,242 m²、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。

続きまして、申請番号 35 番、所在が■■■■字■■■■番地■■外■■筆で、地目は田で、合計面積が 3,099 m²、渡人が■■■■の■■■■さん外■■名、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受

人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号 36 番、所在が [] 字 [] 番地 [] で、地目は畑で、面積が 208 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が新規就農で売買するものです。なお本案件は前回の総会で、移住者が空き家バンクに登録された空き家に付随する農地をセットで取得するため、下限面積の地番指定を承認したものです。

続きまして、申請番号 37 番、所在が [] 字 [] 番地 [] で、地目は畑で、面積が 2,041 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営の廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号 38 番、所在が [] 字 [] 番地 [] 外 [] 筆で、地目は畑で、面積が 660 m²、渡人が [] の [] さんの財産相続管理人 [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が相続財産処分、受人が経営規模の拡大で売買するものです。

続きまして、申請番号 39 番、所在が [] 字 [] 番地で、地目は畑で、面積が 737 m²、渡人が [] の [] さん、受人が [] の [] さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものです。

以上の申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議の程よろしく願います。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、これにご意見、ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

農地法第 4 条の規定による許可申請が次のとおりありましたので意見を求めます。

議案書 7 ページ、申請番号 1 番です。申請地は [] 字 [] 番地 [] で、地目は田で、面積が 512 m²で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第 2 種その他農地になります。転用目的は一般住宅用地であります。申請地は市役所 [] 庁舎から [] へ約 [] m に位置する農地で、周囲は北側を []、西側は [] を挟んで [] 及び []、東側を [] に、南側は [] を挟んで [] に接しています。

	<p>利用計画についてですが、申請者は■■■■の■■■■で、建築面積■■■■㎡の■■■■の■■■■建ての住宅を建築する予定であります。</p> <p>建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、埋土等は行わず現状のまま整地を行いますので、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。</p> <p>雨水排水については自然浸透のほか雨水枡を設け、西側■■■■沿いの水路へ放出します。また、生活雑排水も北側に合併浄化槽を設け、西側の■■■■沿いの水路へ放出するため、周囲の営農への影響はないものと判断されます。</p> <p>資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。</p> <p>また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。</p> <p>転用に要する費用は、建築工事費の■■■■円を見込んでおり、それを満たす金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>工事期間は許可後から令和2年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に進むと判断できます。</p> <p>許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合」に該当します。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員であります岩永澄雄推進委員から意見をいただきたいと思えます。</p>
岩永澄雄 推進委員	<p>はい。農業委員会職員■■■■さんと現地確認をして問題ないと思えます。以上です。</p>
議 長	<p>地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第28号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。議案書8ページ、申請番号13番からです。申請地は■■■■字■■■■番地■■■■外■■■■筆で、地目は田及び畑で、</p>

合計面積が 548 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地、都市計画の用途地域は第1種低層住居専用地域に該当します。転用目的は一般住宅用地であります。

申請地は市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■k mに位置する農地で、周囲は北側を■■■に、東側は■■■を挟んで■■■及び■■■に、西側は■■■及び■■■に、南側を■■■に接しています。

利用計画についてですが、申請者は■■■の■■■で、所有者より申請地を譲り受け、建築面積■■■■m²の■■■用の■■■建ての住宅を建築する計画であります。

建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、埋土等は行わず、既設のL型擁壁を利用し現状のまま整地をするため、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。

雨水排水については南側に既設の側溝がありますので、そこから東側市道の側溝を通じて放流します。また、生活雑排水についても東側市道に敷設してある公共下水道に接続し放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と工事費の合計■■■■円を見込んでおり、それを満たす金融機関の融資見込証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和元年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に進むと判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。

申請番号14番です。申請地は■■■字■■■■番地外■■■筆で、地目は田及び畑で、合計面積が759 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地、都市計画の用途地域は第1種低層住居専用地域に該当します。

転用目的は、店舗併用住宅及び駐車場用地であります。

申請地は、市役所■■■庁舎から■■■へ約■■■k mに位置する農地で、周囲は北側を■■■に、東側は■■■を挟んで■■■及び■■■に、西側は■■■に、南側を■■■に接しています。

利用計画についてですが、申請者は■■■の■■■で、所有者より申請地を譲り受け、■■■を経営する予定で、建築面積が■■■■m²のうち店舗面積が■■■■m²の店舗併用住宅の建築及び駐車場の整備とあわせて■■■m²の倉庫を建築する計画であります。

建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、埋土等は行わず、現状のまま整地を行いますので、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水排水については表面排水で東側の市道側溝へ放流します。また、生活雑排水については東側市道へ敷設している公共下水道に接続し放流する計画で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と工事費の合計 〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の融資可能証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和2年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。

申請番号15番です。申請地は〇〇〇字〇〇〇番地外〇〇筆で、地目は田で、合計面積が1,299㎡で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の広がる地域内にある第1種農地です。転用目的は一般住宅用地であります。

申請地は、市役所〇〇〇庁舎から〇〇〇へ約〇〇kmに位置する県道〇〇〇線の〇〇〇の交差点から市道〇〇〇線を〇〇〇に約〇〇m進み、〇〇〇へ約〇〇m進んだ農地であります。周囲は北側及び東側を〇〇〇に、西側を〇〇〇及び〇〇〇に、南側は〇〇〇を挟んで〇〇〇に接しています。

利用計画についてですが、申請者は〇〇〇の〇〇〇で、所有者より申請地を譲り受け、建築面積が〇〇〇㎡の〇〇〇用の〇〇〇建ての住宅及び倉庫兼車庫を建築する計画であります。申請面積は一般住宅に係る転用面積の目安より大きい面積となりますが、申請地の一部には現在計画されている土地改良事業に伴う計画道路及び水路が予定されており、住宅建築に活用できる有効面積は減少する見込みであることから、土地利用計画図から適正であると判断されます。

建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、市環境課に土砂埋め立て盛土の届出が提出されており、約2mのL型擁壁を施し、埋め土を行う計画で、隣接農地への土砂等の流出の恐れもないと考えられます。

雨水排水については中央に水路が通っていることから、住宅及び倉庫は中央の水路へ、また、生活雑排水については住宅の北側に合併浄化槽を設け、雨水と同じく中央の水路へ放流する計画であり、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と工事費の合計 〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の融資見込証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和2年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のイの(イ)のCの(e)で、「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

申請番号16番です。申請地は[]字[]番地外[]筆、地目が田で、合計面積が2,006㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地であり、都市計画の用途地域区分は準工業地域であります。

転用目的は太陽光発電施設用地です。

申請地は、市役所[]庁舎の[]約[]kmに位置し、周囲は北側、西側及び南側を[]に、東側を[]に接しています。

転用者は[]

[]で、今回、土地を譲り受け、太陽光パネル[]枚、パネル面積[]㎡、総出力[]kwの太陽光発電施設として利用する計画で、土地利用計画図から転用面積は適正と判断されます。

整地等につきましては、市環境課に土砂埋立て盛土届出が提出されており、既設土の上に鋼砕を20cmほど盛り上げ、隣地との高低差をなくしますので、土砂の流出等の恐れはないと考えられます。

整地後、ねじ込み式の杭を打ち込み、架台を設置してその上に太陽光パネルを取り付ける計画です。また、申請地はほぼフラットな形状となっており、雨水排水に関しては自然浸透及びオーバーフロー分は周囲の側溝へ放流し、北側にある水路を通じて排出しますので、周囲の営農への影響はないものと判断されます。また、建物を建てない利用でありますので、日照及び通風に影響はないものと考えられます。

資力・信用については、現在、農地転用違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。また、九州経済産業局の事業計画認定の写し及び九州電力株式会社から負担金の請求書の写しが添付されております。

転用に要する費用は工事費[]円を見込んでおり、自己資金及び借入金で賄うこととなっており、それを満たす金融機関からの融資証明書及び通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可日から令和元年8月27日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)で、「第3種農地の転用は、許可することができる」に該当します。

申請番号17番です。申請地は[]字[]番地[]、地目は畑で、面積が117㎡で、公共投資の行われていない小集団の生産性の低い農地で、第2種その他農地に該当します。転用目的は駐車場用地です。

申請地は、市役所[]庁舎から[]へ約[]kmに位置する[]沿

この農地で、周囲は北側を■■■、東及び南側を■■■、西側を■■■に接しております。

申請者は■■■■■■■■■■で、土地を譲り受け、現在ある自宅駐車場が手狭のため今回申請するもので、計画した面積は過大ではなく適正と判断されます。

申請地は整地をせずそのまま利用する予定で、雨水排水については自然浸透にて処理いたします。

資力、信用につきましては、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費で■■■■円を見込んでおり、それを満たす預金通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可日から令和元年9月30日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断できます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の力の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

申請番号18番です。申請地は■■■字■■■■番地■■■、地目が畑、面積が482㎡、農地区分としては第3種農地で、都市計画の用途地域は第1種住居地域に該当します。

転用目的は一般住宅用地です。

申請地は、市役所■■■庁舎から■■■へ約■■■kmに位置し、市道■■■■線沿いで、■■■■から■■■へ約■■■m進んだ農地です。

周囲は東側、北側及び南側を■■■に、西側は■■■を挟んで■■■及び■■■に接しております。

申請者は■■■■■■■■■■で、建築面積■■■㎡の■■■■建て住宅の建築を計画しています。

申請地は盛土の予定はなく表面を整地して利用する予定で、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます

建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。

雨水排水等につきましては、表面排水で北側、東側及び南側の側溝へ放出し処理する予定で、生活雑排水は同じく西側市道に敷設されています公共下水道に接続して放出します。

資力・信用については、現在、農地転用違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。農地法以外としては、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は土地取得費と建築費で■■■■円を予定しており、すべて借入金で賄う計画で、事業費を満たすだけの融資に関する金融機関の

審査承認の結果票が添付されています。

工事期間は、許可日から令和元年11月30日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、農地法の運用についての第2の1の(1)のエの(イ)、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。

申請番号19番です。申請地は■■■■字■■■■番地外■■筆で、地目が田で、合計面積が5,783㎡の都市計画法に規定する第一種低層住居専用地域として用途地域が指定されている第3種農地で、転用目的は宅地分譲用地であります。

申請地は、市役所■■■■庁舎から■■に約■■kmに位置し、北側を■■及び■■を挟んで■■に、東側は■■を挟んで■■及び■■に、西側は■■を挟んで■■に、南側を■■に接しており、申請地周辺は近年、宅地化が進んでいる地域であります。

転用事業者は■■■■で、今回、申請地に■■■■区画分の宅地造成及び公園、緑地を計画しており、土地利用計画図から転用面積は適正であると考えられます。

申請地は約1m程度の盛土を行いますが、隣接する農地との境界には約1.6mから1.8mのL型擁壁を施行するため、土砂等の流出の恐れはなく、また、周辺は宅地が多く、隣接する農地も現状は耕作放棄された農地であることから周囲の営農への影響はないものと考えられます。

生活雑排水については西側市道に敷設されている公共下水道に接続するとともに、雨水については自然浸透のほか、団地内に整備する道路の側溝を通じて、西側の市道側溝へ放流します。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、行政庁の免許、許可、認可等の処分については、大分県環境保全課に大分県土砂等のたい積行為の規制に関する申請がされており、また、大分県中津土木事務所建築住宅課に都市計画法第29条第1項による開発行為の許可申請を提出しており許可される見込みとなっております。尚、申請者に関し、他市における同様の転用申請案件の実施状況については、大分県農地活用集落営農課に確認した結果、問題ないとの回答をいただいております。

土地取得費及び整備費用として■■■■円を予定しており、全て自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されていることから申請者の資力・信用はあり、転用の確実性は認められると考えられます。

工期につきましては、許可後から令和元年9月30日を予定しております。

なお、本案件につきましては3,000㎡を超える案件であるため、6月26日に地元推進委員や農業委員、申請者に出席して頂き役員会を開催し、現地確認及び事前審議した結果、事業計画等に問題がないことを確認しております。

許可基準は、第2の1の(1)のエの(イ)で「第3種農地の転用は許可することができる」に該当します。以上であります。

議 長	<p>事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで地元の農地利用最適化推進委員から意見をいただきたいと思います。</p> <p>最初に、申請番号 13 番から 16 番まで、並びに申請番号 19 番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。</p>
永野次郎 推進委員	<p>去る 21 日に私と事務局と河野委員さんと一緒に現地を確認いたしました。事務局の説明どおり別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>第 19 番は私と事務局と河野委員と役員さんあたりと現地を見て、あと役員会を開いて審議して問題ないということになりましたので、よろしくご審議お願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 17 番につきまして、本日は瀬口推進委員が欠席ですので、代わりまして、11 番：市成委員からお願いします。</p>
11 番： 市成委員	<p>先日、事務局と確認に行きましたところ問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 18 番につきまして、近藤正敏推進委員からお願いします。</p>
近藤正敏 推進委員	<p>ただ今、事務局の説明したとおり転用について問題ありません。以上です。</p>
議 長	<p>地元推進委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおりありましたので意見を求めます。</p> <p>議案書 11 ページ、申請番号 3 番です。申請地は■■■■字■■■■番地■■■■で、地目は畑で、面積が 389 m²の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い地域内にある第 2 種その他農地であります。転用目的は一般住宅用地であります。</p> <p>申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置する農地で、■■■■</p>

から市道に約 km 入った農地で、周囲は北側及び東側は、西側はを挟んでに、南側はに接しています。

利用計画についてですが、申請者はで、建築面積 m²の用の建ての住宅を建築する計画であります。

建物は境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないものと考えられます。また、埋土等を行わず現状のまま整地を行いますので、土砂等の流出の恐れはないものと考えられます。

雨水排水については自然浸透及び自然勾配により表面排水で既設の南側の水路を通じて市道側溝へ放出します。また生活雑排水についても申請地の南側に合併浄化槽を設け、同じく既設の南側の水路を通じて市道側の水路へ放出する予定で、周囲の営農への影響はないものと判断されます。

資力・信用につきましては、現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例もなく、その他転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、工事費の円を見込んでおり、すべて借入金で賄う計画で、それを満たす金融機関からの融資に関する事前審査の結果票が添付されています。

工事期間は許可後から令和 2 年 3 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断できます。

許可基準は、運用通知の第 2 の 1 の (1) のカの (イ) で、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合」に該当します。

以上でございます。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで申請番号 3 番につきまして 11 番：市成委員から意見をいただきたいと思えます。

11 番：
市成委員

この件につきましても、瀬口推進委員と事務局と確認に行きました。間違いないと思えますので、よろしく願います。

議 長

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 30 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての審議を行います。事務局より提案します。

事務局	<p>議案第 30 号、農用地利用集積計画による所有権移転についての意見を求めます。議案書の 13 ページになります。</p> <p>申請番号 3 番、所在が■■■■字■■■■番地、地目が畑、面積が 5,950 m²で、渡人は■■■■の■■■■さんです。</p> <p>続きまして申請番号 4 番、所在が■■■■字■■■■番地で、渡人が■■■■の■■■■さんです。</p> <p>以上の 2 案件はいずれも受人が大分県農業農村振興公社で、農地売買支援事業により農家から公社への所有権移転を行うものであります。</p> <p>尚、次回の総会以降、公社から規模拡大志向農家へこれらの農地の売渡しが行われる予定となっています。</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 31 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 23 ページです。</p>
事務局	<p>議案第 31 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件でございます。この案件には農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 23 ページにありますのでご覧ください。利用権の設定の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 12,185 m²、畑の面積が 99,139 m²の合計面積が 111,324 m²で、利用権を設定する農家数 20 戸、利用権の設定等を受ける農家数 11 戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 92,370 m²、使用貸借に係る面積 18,954 m²です。詳細につきましては議案書 14 ページから記載していますのでご一読ください。</p> <p>以上の農用地利用集積計画の内容は、経営面積、従事面積、従事日数などの農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上、審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p>

	<p>た。</p> <p>次に、議案第 32 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。</p> <p>事務局 はい。議案第 32 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。お手元に配布してあります別紙 A3 用紙の貸付調書についてですが、議案書の 16 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しております。</p> <p>最初に農用地貸付調書の 1 ページで、借受者、 氏に 3 件で合計面積が 3,900 m²、2 ページで 氏に 2 件で合計面積が 9,361 m²、3 ページで 氏に貸付期間 6 年 4 ヶ月で 11 件の合計面積が 39,480 m²、同じく 4 ページで 氏に貸付期間が 10 年 4 ヶ月で 12 件の合計面積が 27,222 m²、5 ページから 6 ページで 氏に 13 件の合計面積が 18,415 m²の貸付がしめされています。</p> <p>以上であります。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 33 号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>はい。議案第 33 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。25 ページからをご覧ください。</p> <p>それでは、申請番号 8 番、所在が 字 番地、地目は田で、面積は 338 m²、申請人は の さんで、申請事由ですが、申請地は昭和 60 年頃に農業用倉庫を建て現在に至っているということでもあります。今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということでもあります。地元農業委員の川野元委員と 6 月 20 日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。</p> <p>続きまして、申請番号 9 番、所在が 字 番地、地目は畑ですが現状は宅地で、面積は 445 m²であります。申請人は の さんで、申請事由ですが、申請地は昭和 60 年頃に申請人のお父さんが住宅を建築し、その隣の申請地も庭園として利用していたということでもあります。</p>

	<p>今回、非農地の証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということであります。地元推進委員の板井委員と農業委員の友延委員と6月19日に現地確認を行ったところ、現在、申請のとおりとなっており、非農地として認定できるものと考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>8番： 川野元委員</p>	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないということではありますが、ここで、地元委員から意見をいただきたいと思えます。</p> <p>最初に、申請番号8番につきまして、8番：川野元委員からお願いします。</p> <p>はい。事務局の説明のとおりでございます。審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p> <p>板井伸博 推進委員</p>	<p>次に、申請番号9番につきまして、板井伸博推進委員からお願いします。</p> <p>これにつきましても、今、事務局の説明のとおり特に問題はありません。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見・ご異議のある方はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、報告事項(1)、農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。26ページになります。</p> <p>届出番号12番、所在が■■■字■■■■番地外■■筆、地目が田で、合計面積が3,242㎡で、貸人が■■■の■■■さんで、借人が■■■の■■■さんです。解約事由は貸人の都合によるものであります。なお、この案件は議案書4ページ、申請番号34番の関連案件です。</p> <p>届出番号13番、所在が■■■字■■■■番地外■■筆、地目が田で、面積が3,490㎡で、貸人が■■■の■■■さんで、借人が■■■の■■■さんです。解約事由は借人の都合によるものであります。</p> <p>届出番号14番、所在が■■■字■■■■番地で、地目が田で、面積が2,908㎡で、貸人が■■■の■■■さんで、借人が■■■の■■■さんです。</p>

<p>議 長</p>	<p>解約事由は借人の都合によるものであります。なお、この案件は議案書 14 ページ、申請番号 64 番の関連案件です。 以上であります。</p> <p>この件について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、次に、報告事項（２）、農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。報告事項（２）、農地法第 6 条第 1 項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。27 ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX であります。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>この件について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和元年度豊後高田市農業委員会第 4 回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午前10時54分 令和元年 7 月 5 日</p>